

春日井市商工業振興条例と春日井市中小企業振興条例の位置付け

春日井市商工業振興条例

1 目的

市内の商工業者の体質強化を図るとともに、高度化事業等に必要な助成措置を講ずることにより、本市商工業の振興及び健全な発展を期することを目的とする。

2 対象

- ・市内商工業者
- ※市内商工業者とは、市内の全事業者を指します。
- ・市

3 規定する内容

具体的な助成措置

市が市内商工業者に実施する具体的な助成措置等を規定

- (例)
- ・各種助成金・環境及び立地基盤の整備
 - ・資金の融資あっせん及び融資に係る信用保証料の助成
 - ・経営指導及び団体育成等の助成措置等

春日井市中小企業振興基本条例(案)

1 目的

中小企業が地域において果たす役割の重要性が高いことから、中小企業の振興についての基本理念及び基本事項を定め、市等の責務や中小企業者等の努力を明確にし、中小企業の振興を地域関係機関が一体となって推進することにより、地域産業の活性化を図り、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

2 対象

- 中小企業
 - ・中小企業者、小規模企業者
- 地域関係機関
 - ・市、商工会議所、中小企業団体、大企業者、金融機関、支援機関、大学等、研究機関、市民、行政

3 規定する内容

基本的な理念及び事項

市の責務や金融機関、市民等の地域関係機関の役割を明確化し、地域関係機関が一体となり支援を行っていく体制を規定

中小企業の自主的な努力として、地域社会への貢献や地域内で雇用を発生させることを規定

二つの条例が両輪となり
産業振興の基軸として機能することで

さらなる地域経済の振興と発展につなげていく